

第7回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成18年3月13日（月）13：00から

場 所：学長室

出席者：秋山学長，山本理事（総務担当副学長），和田理事（教育担当副学長），佐々木理事（財務担当）

欠席者：なし

議事に先立ち、事前に通知している開催通知の議題のうち、議題5「国立大学法人小樽商科大学職員給与規程等の一部改正（案）について」、議題6「役員報酬について」を追加して、「その他」を議題7に変更する旨発言があり、引き続いて、前回（2月10日）開催の役員会の議事要旨の確認が行われた。

議題1 国立大学法人小樽商科大学平成18年度年度計画（案）について（資料1）

学長から、国立大学法人法により、年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するものについては、役員会終了後に開催する経営協議会で審議することとなっており、届け出る時期については、独立行政法人通則法により、3月末日までに主務大臣に届け出なければならないこととなっている。平成18年度の年度計画は、3月7日開催の目標計画委員会で原案を作成し、3月10日開催の教育研究評議会で、経営に関する部分を除き審議して了承を得ている旨発言があった。

次いで、目標計画委員会委員長である和田理事から概要説明、予算の関係については事務局（財務課長）から配付資料1について説明の後、学長から、平成18年度年度計画（案）について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

議題2 第1期中期計画期間中における財政計画（案）について（資料2-1，2-2）

学長から、本学の財務状況は大変厳しい状況であり、今後の財源見通しを踏まえた中期的な財政運営に関する基本方針の策定が必要不可欠との観点から、「第1期中期計画期間中における財政計画」（案）を策定し、毎年の予算を構築するとともに、財務運営に関する諸制度の充実・発展に努める旨発言があった。

事務局（財務課長）から配付資料2-1，2-2について説明の後、学長から、今後の社会情勢の変動や本計画で提言する事柄以上の取り組み等を踏まえて適宜修正していくことも念頭に置いている旨発言の後、「第1期中期計画期間中における財政計画」（案）についての提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

議題3 平成18年度予算(案)について(資料3-1, 3-2)

学長から、議題2において了承いただいた「第1期中期計画期間中における財政計画」に基づき策定した平成18年度当初予算案について発言があり、事務局(財務課長)から配付資料3-1「平成18年度予算編成方針」と配付資料3-2「平成18年度当初予算(案)」について説明の後、学長から、平成18年度予算(案)についての提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

議題4 国立大学法人小樽商科大学旅費規程の一部改正(案)について (資料4-1, 4-2)

学長から、本件については、旅費支給業務の簡素化・合理化を図ることを目的として、日当・宿泊料等の支給に係る職務区分の見直しを行うとともに、併せて旅費支給対象者の範囲、赴任旅費に係る新規条項規定等所要の改正を行うものであり、事務局(財務課長)から配付資料4-1, 4-2について説明の後、学長から、旅費規程の一部改正について提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

議題5(追加) 国立大学法人小樽商科大学職員給与規程等の一部改正(案)について (資料5)

学長から、本件については、国家公務員の給与法が改正され、本学においては、9月26日開催の役員会、10月12日開催の経営協議会において、人事院勧告及びそれに伴う給与法改正の動向への対応についてお諮りし、従来どおり、国家公務員の給与体系に準拠する方針で認められたところである。

平成17年度分については、職員給与規程の改正を行い、12月1日付けで施行を行い、平成18年度分については、人事院規則の改正内容が判明次第、改めて職員給与規程等の改正案を作成し、その旨教職員に説明していたところであり、今回、人事院規則の改正内容が明らかになり、本学職員給与規程等の改正案がまとまったので、総務課長から説明する旨発言があった。

総務課長から、配付資料5により概要説明後、学長から、3月8日に就業規則説明会を開催したところ、再度開催を要望されたため、3月20日に第2回目の説明会を開催する予定であり、給与規程等の内容、改正時期については、学長に一任していただいた旨発言の後、職員給与規程等の一部改正(案)についての提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

議題6（追加）役員報酬について（配付資料6）

学長から、教職員の給与等については議題5で説明して了承いただいているが、役員報酬についても、昨年11月14日開催の役員会及び同日開催の経営協議会（持ち回り）にお諮りしたうえで、教職員同様に0.3%の引き下げを行ったところであり、今回お諮りすることは、本年4月以降の改定であり、配付資料6のとおり、国家公務員の新しい指定職俸給表に倣い、常勤役員の基本給月額を引き下げ、また、国の非常勤委員の手当が引き下げられるため、同様の引き下げ率を適用し、非常勤役員手当（非常勤理事、監事）の額を引き下げるものである。

なお、教職員の場合は、大幅な減額による激変緩和のため、「現給保障」の経過措置が設けられているが、役員報酬は教職員と違い定期昇給の制度がないこと、また、何よりも本学の経営を担う役員として規範的な姿勢を示すうえでも、基本給月額のみを改正を行い、経過措置は設けないことにしたいと考えており、両理事からも同意・了承が得られている旨発言があり、このことに伴い、非常勤役員手当も経過措置を設けないこととする旨発言の後、役員報酬の取り扱いについての提案があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

報告事項1 経営協議会委員について

学長から、次期の経営協議会委員のうち学外委員については、教育研究評議会の意見を踏まえて、就任の同意をいただいておりますので、次期の経営協議会委員の構成員についての報告があった。

なお、任期は、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間である旨発言があった。

学外委員（新任）

井上一郎 氏（(株)光合金製作所会長）

学外委員（再任）

小原芳春 委員（小樽商科大学緑丘会理事長）

鎌田 力 委員（小樽商工会議所会頭及び小樽信用金庫会長）

榊原清則 委員（慶應義塾大学総合政策学部教授）

作田和幸 委員（株式会社北海道新聞社顧問）

学内委員（再任）

遠藤 薫 教授（経済学科）

奥田和重 教授（アントレプレナーシップ専攻）

報告事項 2 平成18年度会計監査人の選任について（資料なし）

学長から、次年度における本学の会計監査人候補者を選定するため、4大監査法人である新日本監査法人、中央青山監査法人、あずさ監査法人、監査法人トーマツに提案書の提出を依頼したが、新日本監査法人を除く3監査法人から提案書の提出を辞退する旨申し出があり、提案書の提出があった新日本監査法人は、本学の会計監査人として平成16年度以降監査業務に携わっていることから、本学の財政状況及び運営状況並びに会計実務を理解しており、会計監査人候補者として適当であると判断し、引き続き新日本監査法人を本学の会計監査人候補者とさせていただきたい旨報告があった。

なお、本件については、日程の関係から、既に監事の同意を得て、文部科学大臣に選任依頼を提出しており、今月中に決定通知が送付される予定である旨発言があった。

報告事項 3 平成18年度法人加入保険について（資料7）

学長から、法人加入保険は、大学で発生する事故・災害等によって生ずる損害や賠償に備えるもので、平成16年度の法人化を契機に加入しているものであり、平成18年度は、想定される危機事象を勘案の上、当該事象に対応する保険の種類及び掛金等を選定し3月3日に開催された危機管理委員会に付議し、了承されたものである旨報告があり、事務局（財務課長）から、配付資料7に基づき具体的な加入保険の内容について説明があった。

報告事項 4 平成17年度余裕金の運用実績について（資料8）

学長から、本学の余裕金の運用にあたっては、平素より金融情勢の変化や取引金融機関の経営状況等を考慮しつつ、安全かつ効率的に行っている旨報告があり、事務局（財務課長）から、配付資料8に基づき今年度の余裕金の運用実績について、現在運用中のものも含めて説明があった。

次いで、学長から、3月31日付けで退任される佐々木理事から、一言挨拶を頂きたい旨発言があり、佐々木理事から退任の挨拶があった。